

## 刑事事件

### 事案の概要

相談者は、居住するマンション住民に好意を抱き、相手が不審に思う言動を取っていたところ、当該相手が警察に通報の上、後日転居して行きました。

実際に相談者が行った行為であることが発覚してしまうのか、不安で毎日眠れなくなり、当事務所に相談に至りました。

### 解決結果

相談者の気持ちとして、自分がやった行為についてきちんと向き合うために警察に自ら自首したい、という結論に達しました。またそうしないとそもそも事件化されているかどうか分からない事案である、という事情もありました。当職より事情を当該警察署に伝えたところ、警察としても被疑者の名前等を含めて確認済みであったところ、ただ被害者の意向で被害届までは出ていない事案であることがわかりました。

相談者が反省していることも踏まえて、事件化されることもなく、始末書の提出をもって処理されることになりました。

### 担当弁護士からひとこと

警察に自首するかどうか、そもそも弁護士として受任すべきかどうか判断に迷う事案でした。

ただ行為後、すでに何日も眠れない不安な夜を過ごしている相談者を前にして、気持ちの整理をつけるためにも一刻も早く警察に申告すべきではないかという話をした上で、「自首」（事件化されていないので厳密には自首にも該当しませんが）を選択した事案でした。